

県発注工事における現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務配置
に関するQ & Aについて

(令和3年11月19日 最終改正)

問1 兼務対象工事の発注者が異なる場合、請負者はそれぞれの発注者に兼務申請書を提出する必要があるのか。

答 現場代理人、主任技術者及び特例監理技術者の常駐（専任）義務規定の緩和については、兼務対象工事の発注者が異なる場合、請負者は先行して契約している発注者と新たに契約する発注者に兼務申請書を提出していただきます。また、発注者が同一である場合は、当該申請書を1部に省略することができるものとします。ただし、県以外の発注者には提出不要です。

先行して契約している発注者には、新たに契約する工事の契約締結までに提出してください。新たに契約する発注者には、「配置予定技術者に関する提出書類について（お知らせ）」（令和3年2月）をご参照いただき提出してください。

なお、提出した兼務申請書の記載内容に虚偽があると判明した場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づき、参加資格の停止措置を行う場合がありますのでご注意ください。

問2 請負者から提出される「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」に、根拠資料の添付は必要ないか。

答 請負者は、「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」に記載する内容について、その根拠資料を添付する必要がありますので、契約書の写し等の提出要請をお願いします。

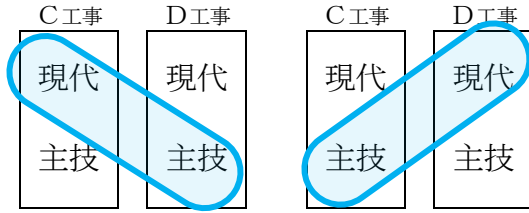
なお、これらの注意事項については、別添のとおり「現場代理人・主任技術者・特例監理技術者の兼務申請書」様式に記載することとしましたので、ご注意ください。

問3 10km程度の近接した工事については、配置する専任の主任技術者の兼務が可能であるが、現場代理人はどうか。

答 10km程度に近接した工事については、近接かつ密接に関連した工事を対象とした取扱いであり、その判断は発注者において行われるものであります。

したがって、密接に関連する工事と判断する以上、現場代理人の兼務についても認めて差し支えないものと考えられます。

なお、現場代理人の常駐義務規定を免除するためには、発注者と請負者による協議手続が必要ですので、現場代理人の兼務について協議手続をお願いします。



2 10 km 程度の近接した工事の場合

〔岐阜県の取扱〕

A工事 B工事

現代	現代
主技	主技

A工事 B工事

現代	現代
主技	主技

〔現場代理人の兼務〕

【「技術者の配置について」第1の3(3) 岐阜県の取扱①】

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の現場代理人を2件程度の工事現場に配置できるものとします。

〔主任技術者の兼務〕

【「技術者の配置について」第1の3(2) 国土建第272号平成26年2月3日国土交通省通知】(1)】

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

〔現代と主技の兼務〕

【契約約款第10条第5項】

現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

〔現代・・・現場代理人
主技・・・主任技術者〕

〔現代と主技の兼務〕

【契約約款第10条第5項】
現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

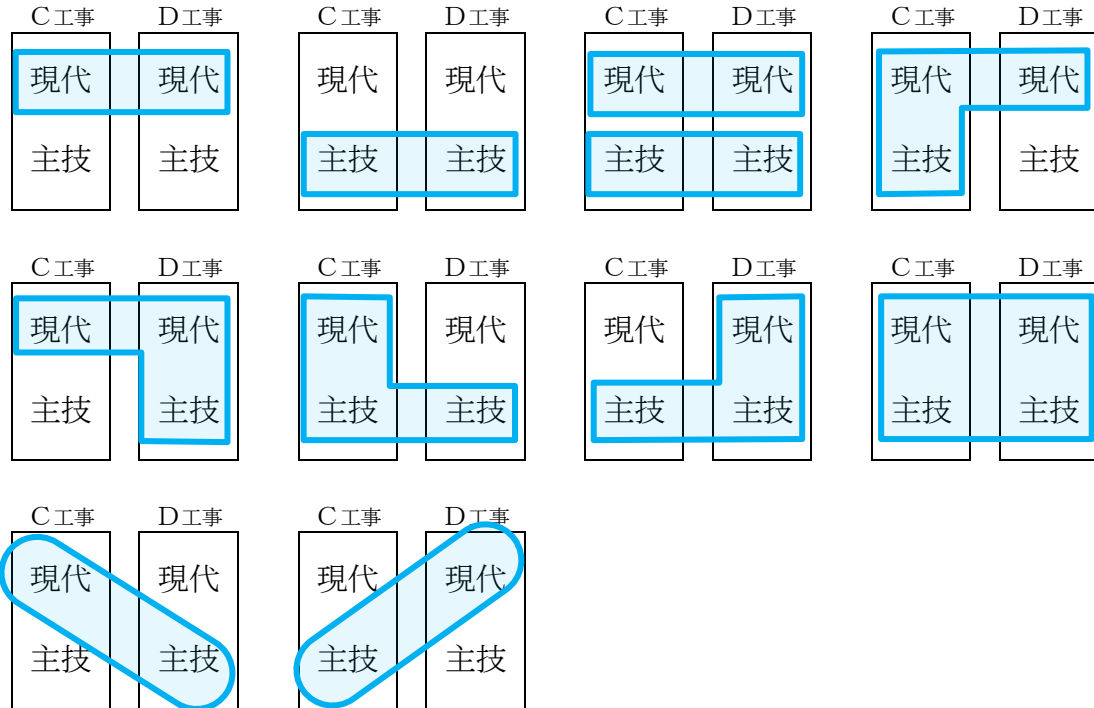
< 2工事の工事金額による、複合的な兼務の事例 >

上記の規定または要件をすべて満たす場合には、次のような複合的な兼務も認められる。

(1) 2工事も3,500万(建築7,000万)未満

(C工事・・・3,500万(建築7,000万)未満
D工事・・・3,500万(建築7,000万)未満)

【兼務が認められる場合】

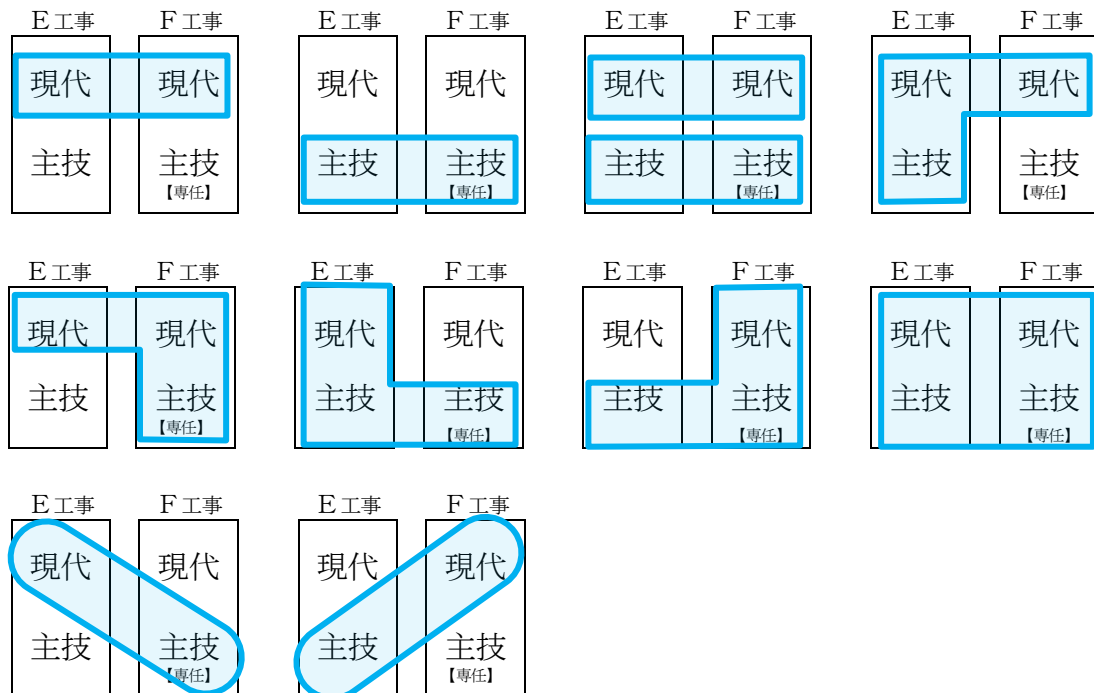


(2) 1工事が3,500万(建築7,000万)以上

(E工事・・・3,500万(建築7,000万)未満
F工事・・・3,500万(建築7,000万)以上)

専任を要する主任技術者が[10km程度の近接した工事の場合]における枠内の要件を満たす場合において、当面の間、他工事の現場代理人も兼務可能として扱う。

【兼務が認められる場合】

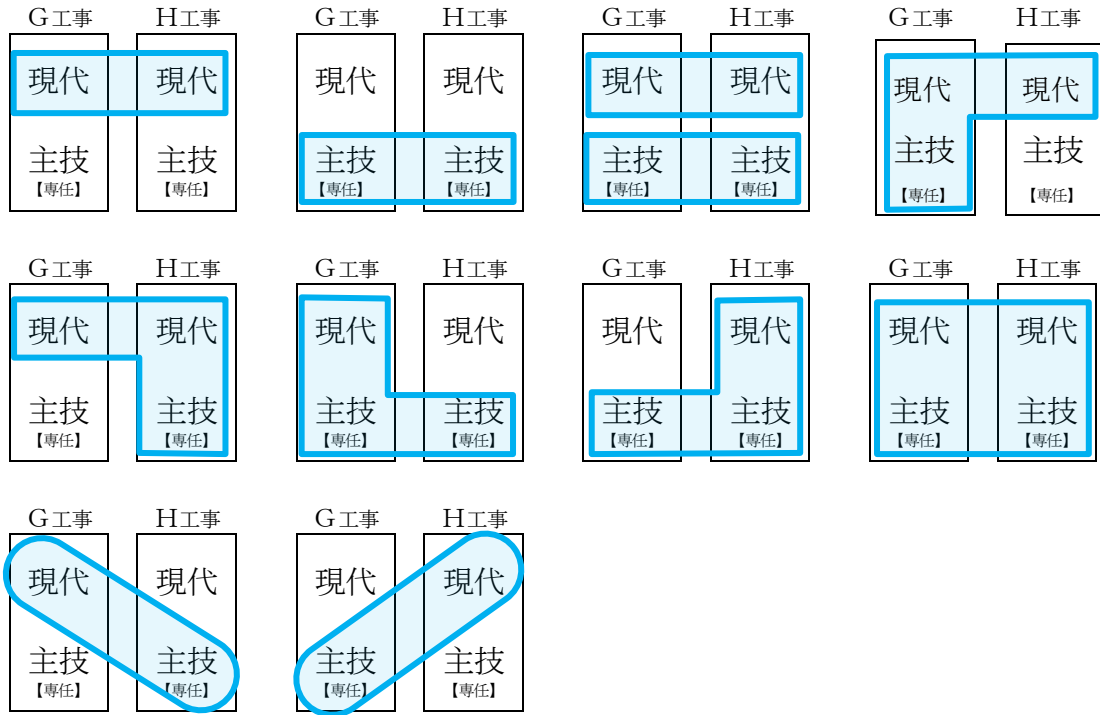


(3) 2工事とも3,500万(建築7,000万)以上

G工事・・・3,500万(建築7,000万)以上
H工事・・・3,500万(建築7,000万)以上

専任を要する主任技術者が[10km程度の近接した工事の場合]における枠内の要件を満たす場合において、当面の間、他工事の現場代理人も兼務可能として扱う。

【兼務が認められる場合】



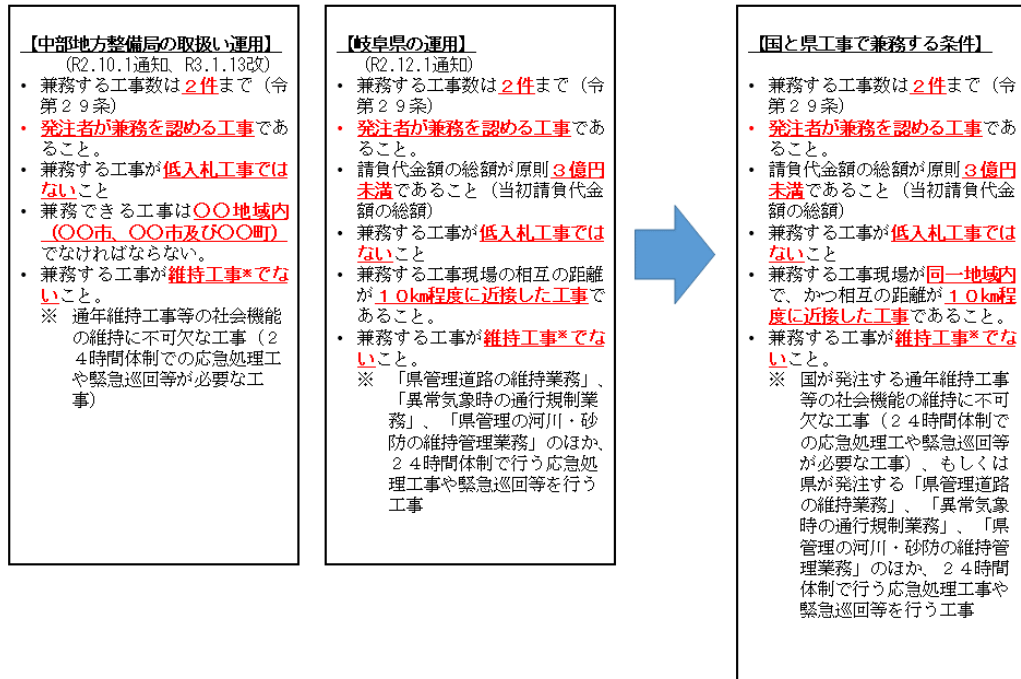
問5 特例監理技術者と現場代理人の兼務は可能か。

答 契約約款第10条第5項の規定の趣旨に鑑み、現場代理人との兼務は可能です。ただし、現場代理人の常駐義務の緩和要件を満たす必要があります。

問6 発注機関の異なる場合の兼務条件はどう扱うのか。

答 各々の機関が定める兼務条件のいずれも満足することが必要となります。
国と県工事での特例監理技術者の条件は以下のとおりです。

特例監理技術者の兼務条件について

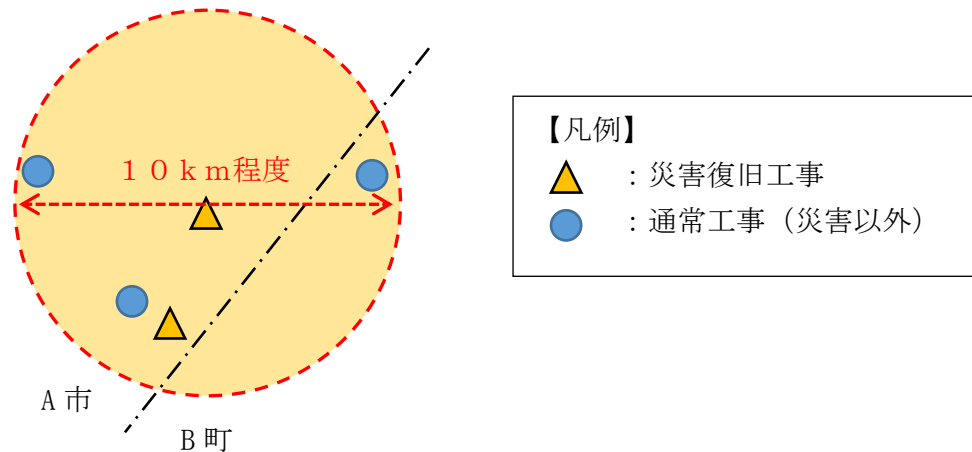


問7 件数や距離の「程度」の範囲はどこまでか。

答 工事件数の「程度」は「+1件」を想定しています。
工事現場間距離の「10km程度」は、直径10km程度内に対象工事が入ることを指し、この場合の「程度」とは「+1km」を想定しています。

問8 兼務対象となる工事の距離感は、どのようなイメージか。

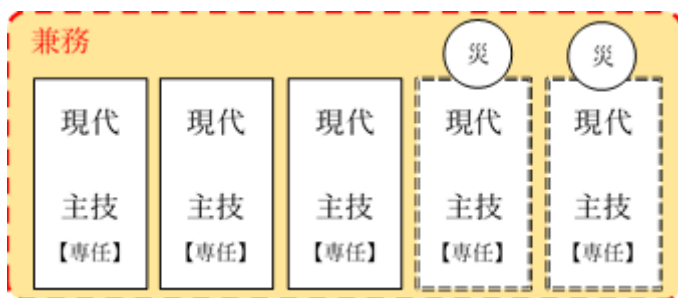
答 現場代理人の兼務「岐阜県の取扱①」及び主任技術者の兼務における「10km程度」とは、以下のとおりです。(対象とする各現場が、全て10km程度の範囲内に収まること。各工事の発注者の承諾前提。)



問9 災害復旧工事を含む場合の兼務を5件とする組み合わせイメージは。

答 代表的なものとして以下のとおりです。

(1) 災害復旧工事2件+通常工事3件の場合



(2) 災害復旧工事4件+通常工事1件の場合

